

南北朝期佐々木氏の分国支配と山名氏

— 隠岐彦次郎宛て「佐々木高秀書状」の紹介 —

伊藤 大 貴

はじめに

本稿で紹介する「佐々木高秀書状」(以下、本史料と呼ぶ)は、平成二八(二〇一六)年度に島根県が購入した中世文書である。購入後、島根県立古代出雲歴史博物館に所蔵されているが、これまで正式に紹介されたことがなかった。筆者は昨年度末に刊行された別稿にて本史料に言及したが、¹⁾講演録という形式に加えて、紙幅の都合もあり、内容について十分考察したとは言えないものであった。

その上で本史料を検討すると、南北朝時代の佐々木(京極)氏に関する貴重な情報を伝えており、守護による分国支配の一端を垣間見ることが出来る。また、本史料は『南北朝遺文』をはじめとする史料集には収録されておらず、関連する先行研究においても十分に知られていないと言え難い。以上の点を踏まえても改めて紹介する意義のある史料と言えるだろう。

よって、本稿では史料紹介を行うと共に、本史料からうかがえる南北朝時代の様相、とくに守護佐々木氏による分国支配の在り方、隣国の守護山名氏との関係などについて若干の考察を加えることにしたい。なお、本史料の翻刻文と写真は末尾に掲載している。

一、本史料の概要

(一) 本史料の基本情報

本史料は軸装されており、木箱に収められている。軸装は古い時期に施された様

子がかがえるが、現在付属している木箱は明らかに新しく、最近作成されたものと推察される。木箱には墨書などの文字情報はない。なお、旧蔵者の詳細や伝来情報などは次節で述べる。

法量は本紙部分が縦三〇センチ、横六五センチ、軸装部分を含めた全体は縦一五センチ、横七七センチである。

本史料の状態を確認すると、本紙部分の一部にシミや虫損箇所が散見されるほか、本紙の奥部分はやや繊維が毛羽立っている。さらに本紙部分の中央を含めて強い横折れが複数存在している点には注意が必要である。ただし、いずれも本体や文字を大きく損なうような状態ではない。南北朝期の書状である点を踏まえると、比較的丁寧に扱われてきたと見てよいだろう。

(二) 本史料の旧蔵者とその伝来

先に述べたように、本史料は木箱に収められているが、この木箱を含めて、過去の所有者の情報が分かるものは付属していない。そこで関連情報を探すと、東京大学史料編纂所が所蔵する馬場文書の影写本(請求番号三〇七一・五五―二七)に本史料が含まれていることが確認できた。それによると、旧蔵者は愛知県刈谷市在住の馬場源次郎氏であったことがわかる。史料編纂所が採録したのは昭和二七(一九五二)年二月であるが、近年まで同家で所蔵されていたようである。²⁾

近世の馬場氏は三河刈谷藩主の土井氏に仕えていた。『本朝武家諸姓分脈系図』

第一七冊所収「馬場系図」(以下、「馬場系図」と略す)によれば⁽³⁾、馬場氏の先祖は近江国出身であり、佐々木岩山氏の庶流とされる。このほか史料編纂所影写本の馬場文書には馬場孫丞(長正)宛て増田長盛判物、長盛家臣の端与兵衛書状などが伝わり、一六世紀末には増田長盛家臣であった。さらに「馬場系図」によれば、長盛家臣時代以前は京極氏や六角氏に仕えたという。近江の佐々木一族出身で京極氏旧臣という由緒を踏まえると、馬場氏が佐々木京極氏に関連する本史料を所持していた理由として考えられそうではある⁽⁴⁾。しかし、本史料の宛所は「隠岐彦次郎」とあり、後述するように、佐々木隠岐氏の一族である。留意しなければならないのは広い意味で同じ佐々木一族とはいえ、岩山氏と隠岐氏は別流である。馬場氏を岩山氏出身とする史料は「馬場系図」のような系譜のみであり、定かではない。隠岐氏関連の文書が伝来する可能性はやや考えにくいのではないか。馬場氏が本史料を所持していた理由は他に求めた方がよいように思われる。

実のところ、馬場氏と隠岐氏の接点は別に存在する。元禄一五(一七〇二)年八月付「馬場源兵衛親類書」によれば⁽⁵⁾、源兵衛(正信)の母は阿波徳島藩士・鹿草弥五左衛門の娘であったが、母の実弟(正信の叔父)は隠岐氏に養子入りしてその名跡を継ぎ、隠岐八郎左衛門と名乗っていたという。元禄一五年当時、隠岐八郎左衛門は故人であったが、正信の従弟・隠岐文左衛門は存命であり、彼らはいずれも下野壬生藩主などをつとめた大名の三浦氏に仕えていた⁽⁶⁾。三浦氏家臣の隠岐氏との血縁情報は前掲「馬場系図」では省略されており、注目される。隠岐氏の出自についてはこれ以上定かではないが、京極氏とつながりのある佐々木隠岐氏の末裔であり、母方の親族・隠岐氏経由で本史料が流入した可能性が考えられる。

ただし、隠岐氏は絶家するわけではなく、三浦氏の美作勝山藩転封後もそのまま仕えて幕末まで同藩士として活動しており⁽⁷⁾、どの時点で馬場氏の家蔵になったのか判然としない。一方、「馬場系図」では馬場文書所収の増田長盛家臣時代、長盛切腹後の浪人時代などに関係する判物・書状類や前掲親類書の抜粋部分を書き写され

ており、系図作成時に馬場氏の家伝文書が参考されていた様子がかがえるものの、本史料は系図には引用されておらず、馬場文書の中では浮いた異質な存在といえる。本史料の入手時期は不明であるが、少なくとも馬場氏の由緒に直接関係する史料として認識されていたわけではないと思われる。現時点では隠岐氏との血縁関係に伴い、後代になってから馬場氏が入手した可能性を指摘しておく。

(三) 本史料の署判者と宛所

続いて本史料に花押を握えている人物を押さえておく。この人物は「高秀」と名乗っており、その花押は佐々木導營の息子・高秀のものと一致する。高秀は導營の三男であるが、兄が相次いで亡くなったことにより、導營の後継者となった⁽⁸⁾。



高秀の花押例⁽⁹⁾



本史料の花押拡大

一方、宛所の人物は「隠岐彦次郎」とある。後述するように、本史料は宇賀左衛門三郎の本領を闕所処分することについて高秀が指示を出した書状である。宛所の隠岐彦次郎も高秀の分国支配に関与していた人物と見ることができ、川岡勉氏によれば、南北朝期佐々木氏の出雲支配は義清流佐々木氏の隠岐氏を守護代に登用することで展開しており、高秀期の守護代には隠岐彦左衛門尉氏清(のち隠岐入道自勝)・五郎氏俊父子が任じられていた⁽¹⁰⁾。隠岐氏には「彦」の字を通称に用いる人物が散見されるため、本史料に見える隠岐彦次郎も義清流佐々木氏の隠岐氏に属する人物と考えられる。彼に関する手がかりは乏しいものの、『本朝武家諸姓分脈系図』第一〇一冊所収「亀井系図」に含まれる佐々木隠岐氏の系譜には、氏清の

子息として「清秀（隠岐彦次郎）」の名前が見える⁽¹¹⁾。この系図の情報をもとにすれば、隠岐彦次郎は氏清の息子・清秀に該当する可能性があるだろう。ただし、清秀の通称を「又市、左衛門尉」とする別の系図も存在するほか、長祿〜寛正年間の隠岐守護代として活動する清秀（隠岐五郎左衛門尉）なる人物も指摘されており、なお慎重に考える必要があるが、隠岐彦次郎が氏清と同様に佐々木氏の分国支配に関与している点、「彦」の字を共通して用いている点を踏まえると、氏清と血縁的に近い人物であったことは確かだろう。いずれにせよ、本史料は隠岐一族が佐々木氏の分国支配を支えていた様子を伝える貴重な手がかりであり、川岡氏の見解を補強する史料といえる。

(四) 本史料の発給年次について

本史料は書状のため、年次を欠いている。高秀は明德二（一三九一）年一〇月に没しており、⁽¹³⁾ 発給年次の下限は明確であるが、実のところ本史料には年次を特定する要素がそう多くない。

まず、高秀がどのような立場で本史料を発給したのかという点をもとに年次を絞り込んでみる。本史料には地名が登場しないが、闕所処分の対象となった宇賀左衛門三郎は出雲・隠岐両国のいずれかに関係する人物と思われる。宇賀という名前に関係する地名を探ると、出雲国能義郡宇賀荘、同国出東郡宇賀郷、隠岐国知夫郡宇賀牧（宇賀郷・宇賀村）が該当する。⁽¹⁴⁾ 隠岐国守護職に関しては、高秀とは別流の佐々木富田氏が隠岐守護職を保持していたとされるため、⁽¹⁵⁾ 高秀は隠岐守護の立場ではない可能性が高い。よって隠岐国は本史料に登場する宇賀氏の本領地とは考え難く、出雲守護の在職期間が手がかりとなってくる。

佐藤進一氏によれば、高秀は導誓の存命中に出雲守護職を譲られており、それは貞治六（一三六七）年一月〜応安元（一三六八）年九月の間という。⁽¹⁶⁾ その後、康暦元（一三七九）年の中央政変に伴い、出雲守護職が高秀から没収されて山名氏に

付与されている。その後、高秀が没する明德二年まで出雲守護職は返付されることなかった。少なくともこの間に絞り込むことは可能であろう。

ただし、それ以上の特定は現時点では難しい。本史料には隣国の守護山名氏が登場するが、山名一族の惣領を指す「山名殿」の呼称も誰を指しているのか特定しがたい。応安元年〜康暦元年の間、山名氏の惣領は時氏↓師義↓時義と移り変わっており、官途が付されていない以上、判然としない。さらに宛所の隠岐彦次郎に関しても不明な点が多く、明確な年次の絞り込み材料にならない点で困難さがある。ひとまず、本史料は高秀が出雲守護に在職していた期間を踏まえて応安元年八月〜永和四（一三七八）年八月の間に発給された書状と見ておきたい。年次の絞り込みは課題が残るものの、南北朝期出雲守護佐々木氏に關係する貴重な史料であることには変わりない。

二、南北朝期佐々木氏の分国支配と山名氏の関係

次いで本史料をもとに南北朝期佐々木氏による分国支配に関して若干の考察を加えたい。

既に触れたところであるが、本史料は佐々木高秀が宇賀左衛門三郎の本領を闕所処分する件につき、隠岐彦次郎へ指示を出した書状である。宇賀氏の本領は出雲国内に存在した可能性が考えられるものの、場所の特定要素は少ない。強いて挙げるのならば、このうち能義郡の宇賀荘周辺では、次のように守護系勢力が活動した形跡が確認できる。

【史料1】 隠岐自勝奉書⁽¹⁷⁾

出雲国宇賀庄之内々方□□^{石蔵寺跡}事、所奉寄進雲樹寺也、任先例、可被致沙汰之状、依仰執達如件、

貞治五年五月廿日 沙弥自勝（花押）

【史料2】 山名氏之寄進状⁽¹⁸⁾

寄進

出雲国宇賀庄雲樹寺田島事、

右志趣者、為現当二世願望成就、所寄附之状如件、

嘉慶二年戊辰九月廿六日

右馬頭源氏之口

【史料1・2】は宇賀荘に立地する雲樹寺の古文書に残された寺領寄進関係の史料である。【史料1】は出雲守護佐々木氏の下で守護代をつとめた隠岐自勝（氏清）の奉書であるが、「依仰」とあるのは佐々木導營のことであろう。また、【史料2】の寄進主である山名氏之は惣領山名師義の子である。出雲守護在職者ではないものの、山名一族が雲樹寺、すなわち宇賀荘周辺に勢力を及ぼしていた証左として注目される。

加えて本領を闕所処分とされた宇賀左衛門三郎は「山名殿被官人」と見えるように、山名氏に被官編成された在地勢力であったことは注目に値する。山名氏は南北朝期、佐々木氏との間で出雲守護の座をめぐり争い合い、とりわけ観応の擾乱以後、反幕府方として南朝や足利直冬と連携し、出雲国では北朝方勢力の活動を凌ぐ勢力を有した。宇賀荘は山名氏の本拠地・伯耆との国境に近く、安来津や富田といった要地とのアクセスも容易であり、山名氏が入り込みやすい地域といえる。山名氏と通じる出雲の在地勢力が多く存在した点は既に指摘されるところであるが、宇賀氏もそうした内乱期に山名氏と結びついた領主であったのだろう。このように、出雲国能義郡の宇賀荘はその候補地として十分に考えられる。

ところで本史料を読むと、宇賀氏に対する処分は、山名氏の「口入」によって一旦停止となったようである。高秀は現地の隠岐彦次郎に指示を伝達し、「闕所有無事」について自らも「彼方」（山名方カ）へ尋ねるとして「楚忽沙汰」があつてはならないと釘を刺している。隠岐氏清・氏俊父子の守護代在職期間は切れ間がないと見えるため、隠岐彦次郎は守護代というよりも現地で命令執行に従事する守護使

であろう。高秀が山名氏に配慮する姿勢を見せていることは興味深い。内乱終息後、佐々木氏の下には出雲守護職が引き継がれた。佐々木導營・高秀父子の出雲支配は守護代隠岐氏を基軸に据える形で進展していったが、国内に残存する山名被官は円滑な分国支配を時に阻害する要素となったのではなからうか。実際、本史料は山名氏側からの介入が存在していたことを示しており、注目される。南北朝内乱期に形成された山名系勢力は容易に一掃されるものではなく、佐々木氏の出雲支配に影を落としていた様子うかがえる。

応安〜康暦年間の高秀は在京しており、在京大名の一員として活動していた。⁽²⁰⁾ 実際に本史料を読むと、高秀は出雲国内の状況について隠岐氏から報告を受けていたようであり、高秀は現地に在国してはいたわけではないと見られる。一方の山名氏も在京領主の一員であり、両者が在京していることから、高秀に対する山名氏の口入も京都で行われたと見てよい。在京領主同士との折衝で出雲国内の在地状況が左右される様子が見て取れる一方、高秀は同じ在京領主である山名氏に配慮することで円滑な対応と解決を模索した。この背景を考えると、越中国太田荘をめぐる細川・斯波両氏の争いが康暦の政変の一因とされるように、地方の紛争が中央政界に飛び火する事例が存在していた。⁽²¹⁾ このほか、実際に京都では山名・佐々木被官の衝突事例も確認できる。⁽²²⁾ 以上のことから高秀は争いの火種になるような行為を避ける慎重な姿勢を見せたのではないかと思われる。

その上でさらに高秀と山名氏の婚姻関係の存在も指摘しておきたい。永和三（一三七七）年五月に没した高秀の娘は「山名五郎室」という。⁽²³⁾ 五郎は惣領師義の嫡男義幸が名乗っていた仮名と考えられる。⁽²⁴⁾ このように、高秀が山名惣領家に娘を嫁がせて同家と婚姻関係を結んでいたことがわかる。南北朝期の出雲守護職をめぐる⁽²⁵⁾ は、佐々木氏と山名氏の間で頻繁に交代し、両氏の対立が指摘されているが、高秀と山名氏を結ぶ婚姻ネットワークの存在は注目できる。末端レベルの被官はともかく、高秀自身と山名氏は必ずしも対立的とは言えず、高秀が山名氏に配慮を見せた

背景の一つにはこのような婚姻関係の存在を考えてもよいだろう。分国内に山名系勢力を抱えるという状況を踏まえると、高秀は山名氏と回路を有することで良好な関係の構築に腐心していた様子が垣間見える。本史料に見える高秀の姿勢は山名氏との争いを避けて、安定的な出雲支配の実現を模索していた動きと無縁ではないだろう。

このように、本史料からは在京する守護佐々木氏と在国する隠岐一族による相互補完的な分国支配の在り方、国内における山名氏被官の存在など、南北朝期特有の状況を読み取ることができる。南北朝期佐々木氏の出雲支配が都鄙間の政治・社会情勢の中で様々に規定されて展開していた一端を伝える好史料といえよう。

おわりに

最後に本稿で述べた内容をまとめておく。本史料は出雲守護佐々木高秀が発給した書状であり、宛所の隠岐彦次郎は守護代隠岐氏の一族であった。守護代隠岐氏清・氏俊父子以外の隠岐一族も分国支配の担い手として参画していた様子を伝える史料として注目できる。また、本史料が三河刈谷藩士の馬場氏に伝来した背景は、推測の域を出ないものの、近世に隠岐氏と馬場氏が婚姻関係を結んでいたことが一因である可能性が考えられる。

本史料に登場する宇賀氏の本領は出雲国内に所在していたが、宇賀氏は隣国の守護山名氏の被官人であった。そのため、出雲守護佐々木氏が宇賀氏の本領を闕所処分する動きに対して、山名氏側より口入がなされたようである。高秀は守護使の隠岐彦次郎に対して慎重な対応を求めており、山名氏に対する配慮を垣間見ることができる。当時の出雲国内には、南北朝内乱期に形成されていた山名系勢力が依然根深く存在しており、佐々木氏はこれらに規定される形で分国支配を展開せざるを得ない状況であったとみられる。こうした在地状況は明德の乱により山名氏が出雲守護職を失い、同じく山名系勢力が排除されるまで続いたようだが、この点は一五世

紀段階の分国支配と異なる様相である。また、高秀に対する山名氏の口入は京都において実施されたと思われる。都鄙の相互関係の中で守護の分国支配が展開された様子もうかがえる点は興味深い。

発給年や地名などの問題は依然残るものの、本史料は南北朝の佐々木氏による分国支配の一端を物語る貴重な史料といえる。今後の課題が残されているが、ひとまず、閣筆したい。

註

- (1) 拙稿「南北朝内乱と出雲国」(『しまねの古代文化』三〇号、二〇一三年)。
- (2) 馬場敬一郎「刈谷市文化財 京極高秀書状・増田長盛感状について」(『郷土研究誌 かりや』二〇号、一九九八年)。なお、馬場氏が所蔵していた時点では佐々木高秀の没年や法名などを記した墨書入りの木箱に納められていたという。
- (3) 国立国会図書館蔵。同館デジタルコレクションにて閲覧した。
- (4) なお、中部経済新聞社編『東海の観光と文化財』(中部経済新聞社、一九七三年、一一三頁)では、佐々木岩山氏が京極氏の庶流であることから馬場氏に本史料が伝来したのではないかと述べているが、あくまで推測の域を出ない。
- (5) 「馬場文書」(東京大学史料編纂所蔵影写本、請求番号三〇七一・五五・一七)。
- (6) 元禄期の隠岐氏に関しては、三浦氏の用人として登場する(『久津見旧記』元禄一〇年四月二十五日条ほか)。
- (7) 『弘化武鑑』(国立国会図書館蔵)など。同館デジタルコレクションにて閲覧した。
- (8) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 下』(東京大学出版会、一九八八年、四八―五九頁)、森茂暁『佐々木導管』(吉川弘文館、一九九四年)など。また、当該期の出雲国や守護佐々木(京極)氏に関しては、松江市史編集委員会『松江市史 通史編二 中世』(松江市、二〇一六年)、川岡勉『室町時代の出雲と京極氏』(松江市歴史まちづくり部史料調査課、二〇一二年)など参照。
- (9) (年未詳) 正月二六日「佐々木高秀書状」(国立国会図書館蔵「佐々木家文書」)。掲載画像の出典は同館デジタルコレクション(部分抜粋)。
- (10) 川岡勉「南北朝期の出雲と義清流佐々木氏」(『松江市史研究』一三三号、二〇一二年)。
- (11) 国立国会図書館蔵。同館デジタルコレクションにて閲覧した。
- (12) 佐野本「佐々木系図」(国立公文書館蔵)。同館デジタルアーカイブにて閲覧した。

また、室町・戦国期における隠岐守護代の隠岐氏に関しては、井上寛司「室町・戦国期の隠岐国守護代隠岐氏」『山陰史談』二〇号、一九八四年）参照。

(13) 『常業記』明徳二年一〇月一日条など。

(14) なお、隠岐国に関しては、天正年間の史料ではあるが、宇賀六郎左衛門と名乗る在地有力者を確認できる（天正一四年七月一日「宇津賀村左衛門外三名連署書状写」旧島根県史編纂資料近世筆写編二九〇「万古証文之通留扣覚」所収文書、島根県立図書館蔵）。ただし、南北朝期にさかのぼる領主であったのか判然としない。隠岐宇賀氏の史料に関しては、二〇一六年に佐々木高秀書状を購入する際、井上寛司氏よりご教示いただいた。記して御礼申し上げます。

(15) 前掲注(8) 佐藤著書七六〇七八頁。原慶三「南北朝期の隠岐国守護について」『同氏執筆ブログ』<http://zizaku.cocolog-nifty.com/blog/2016/01/post-be2.html>、二〇一三年九月八日閲覧。

(16) 前掲注(8) 佐藤著書四八〇五九頁。

(17) 『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一七—二 雲樹寺文書』所収一四号文書。判読不能箇所は一文字につき□で表した。なお、署名部分は破損がみられる。前出報告書は人名を「沙弥貞勝」としているが、正しくは隠岐自勝の花押であり、人名を修正した。

(18) 前掲注(17) 報告書所収一五号文書。なお、写真をもとに字句を修正した。

(19) 原慶三「南北朝・室町期の塩冶」(出雲塩冶誌編集委員会編『出雲塩冶誌』出雲塩冶誌刊行委員会、二〇〇九年)。

(20) 高秀を含めた当該期在京大名の概要に関しては、山田徹「南北朝期の守護在京」『日本史研究』五三四号、二〇〇七年）など参照。また、在京中の高秀は文芸活動も活発であり、武家歌人の一例として注目されてきた(館野文昭「南北朝期武家歌人京極高秀とその歌学」『中世文学』五七号、二〇一二年ほか)。

(21) 佐藤進一『南北朝の動乱』(中央公論新社、二〇〇五年、初出一九六五年、三九八〜三九九頁)。

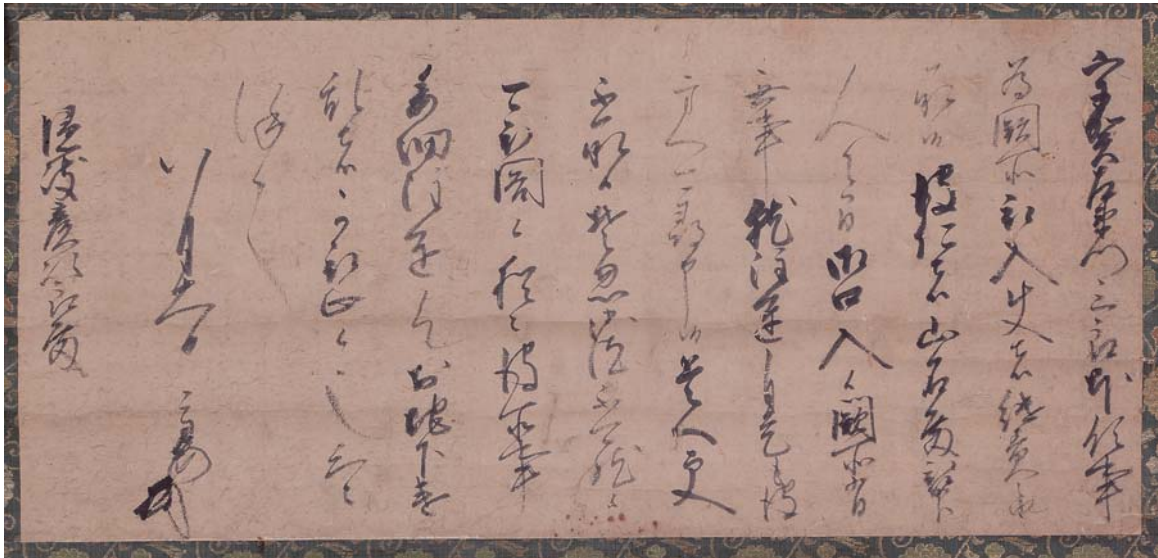
(22) 例えば、『洞院公定日記』応安七年五月六日条、『後深心院関白記』永和元年六月五日条参照。

(23) 『常業記』同年同月条。

(24) 例えば、丹後国の守護職は師義から義幸に継承されたが(前掲「8」佐藤著書三三三〜三四頁)、応安七(一三七四)年一月、丹後国宇野郷半分地頭職の沙汰付命令が「山名五郎」宛てに出されている(同年同月一日「室町幕府引付頭人奉書案」『宮津

市史 史料編 第一巻』別掲五〇四号、尊経閣古文書纂)。その後、翌永和元(一三七五)年七月には「山名民部少輔」宛てに丹後国則松保の遵行命令が出されている(同年同月三日「室町幕府引付頭人奉書写」前出『宮津市史』別掲一二八号、本郷家文書)。民部少輔は義幸の官途であり、義幸子孫は代々五郎の仮名を名乗るから(拙稿「中世後期日野山名氏の基礎的考察」『大阪大谷大学歴史文化研究』二四号、二〇二四年)、前年の五郎は義幸を指すと見てよい。なお、後代に編纂された『但馬村岡山名家譜』は義幸の仮名を「小太郎」とするが、以上の点から誤伝といえる。また、『宮津市史』は「山名民部少輔」を氏清に比定するが、本稿では義幸に訂正した。

(25) 前掲注(8) 佐藤著書四八〇五九頁。



【翻刻文】（※基本的に改行は原本通りとした）

宇賀左衛門三郎本領事、
 為闕所被入使者（遣）續責之由
 承候、彼仁者山名殿被官
 人之間御口入候、闕所有
 無事就注進自是も彼
 方へ可尋申候、是へ更
 不承候、楚忽沙汰不可然候、
 可被閣候、猶々彼所事
 委細注進候て於地下違
 乱者可被止候也、恐々
 謹言、
 八月十一日 高秀（花押）
 隠岐彦次郎殿

【付記】

本史料の紹介・写真掲載にあたっては、島根県立古代出雲歴史博物館のご高配を賜った。末尾ながら記して御礼申し上げます。